7/5 赤旗

マイナ別人登録
健保組合4割に点検要請

厚労省が中間結果発表

厚生労働省は4日、健康保険証として利用できるマイナンバーカードに別人の情報が誤って登録された問題に関し、健康保険組合などを対象にした中間的な調査結果を公表しました。全341団体のうち、情報の確認を怠るなど手続きに不備があったのは8・6%に当たる293団体に上りました。正しい手続きをしたか明らかでない団体を含めると全体の約4割を占め、厚労省は正確に登録されているか7月中の点検を要請しています。

健保組合が社員のデータなどを登録する際、厚労省は、漢字と仮名の氏名、生年月日、性別、住所の5情報で確認することを求めています。調査では、293団体が情報確認を簡略化するなどの不備がありました。また、適切に事務処理をしたか確認できない部分があると回答したのは29・6%に当たる1010団体でした。

これまでに誤登録が判明したのは2021年10月から今年5月22日までの分で計7372件。このうち10件で個人情報が閲覧されています。

新たに6件の同意ない登録

厚生労働省は4日、マイナンバーカードと一体化した「マイナ保険証」を巡り、本人の同意がないまま利用登録された事例が新たに6件確認されたと発表しました。いずれも自治体の事務処理ミスが原因で、本人の希望を受けて登録は既に解除されています。これまで判明した分と合わせると、誤りは計11件となりました。

6件は山形市、福島県いわき市、富山市、名古屋市、堺市、福岡県大牟田市で発生。自治体の担当者が窓口で住民のカードの発行手続きを行った際、本人に十分確認しないまま、マイナ保険証の利用登録をしたといいます。